

令和7年11月10日

舞鶴市議会議員 肝付 隆治 様

舞鶴市監査委員 杉島 久敏
舞鶴市監査委員 岡野 昌和

(公印省略)

住民監査請求の要旨について (通知)

舞鶴市職員措置請求書が提出されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づき、その要旨を下記のとおり通知します。

記

- 1 提出日 令和7年11月10日
- 2 請求対象 西市民プラザの使用料の徴収について
- 3 請求の要旨

西市民プラザにおいて、A社が主催する有料講座「話し方講座(受講料11,000円)」等の営利活動が継続的に実施されているにもかかわらず、同社に対して施設、備品使用料を徴収せず、また減免手続きを経ずに施設利用を認めている事実が判明した。この行為は、法第244条の2に定める公の施設の適正利用の原則に反し、また行政財産の無償使用を禁止する法第238条の4の趣旨にも違反する。

(1)違法・不当な財務会計行為の内容

①A社による営利活動の実態

A社公式サイト上で受講料11,000円を徴収する話し方講座を告知し、現役パーソナリティが指導を行うなど、明確な営利事業として実施されている。

②施設使用料等の不徴収

情報公開請求に対する市の回答では、市民活動団体活動室は有料施設でなく施設使用料が発生しないとされているが、西市民プラザの利用案内及び施設料金表では、同施設の各部屋に明確な有料区分が設けられている。特に、市民活動団体作業ゾーンを利用する場合であっても、入場料等を徴収する場合には有料とする料金表が明記されている。

例として、市民活動団体作業ゾーンの利用料金は、入場料等徴収する場合において、市内居住者でも1時間あたり約380円～1,260円の使用料が設定されている。受講料を徴収する話し方講座は、これに該当し使用料を徴収すべきである。

③虚偽の利用目的による申請

市民活動団体活動室利用申請書には、A社が利用目的を研修と記載して提出しているが、実際の内容は受講料を徴収する営利事業であり、虚偽の申請内容であることが明らかとなっている。A社のフェイスブックページに掲載の開催日と施設利用日も合致する。

本来、市は虚偽の利用申請が判明した時点で、直ちに当該利用を取り消し、不正に免除された利用料金の徴収、必要に応じた処分を行う義務があった。これらの措置を一切講じなかったことは、明確な職務怠慢(財務会計上の不作為)であり、市の監督責任を問うべき事案である。

(2)違法・不当の理由

公共施設の営利利用に対して料金を徴収しないことは、法第244条の2および公有財産管理規則に違反する。減免手続を経ずに特定団体に便宜を図ることは、法第2条第14項の平等取扱い原則に反する。市が文書不存在と回答し、虚偽申請の是正や徴収処分を怠ったことは、職員の財務会計上の不作為(怠る事実)に該当する。

(3)市に生じる損害

徴収されるべき施設、備品使用料が不徴収となっており、これは市財政への実損害である。さらに、虚偽申請を容認したままにしたことは、他団体との公平性を著しく損ね、行政への信頼を失墜させている。

(4)請求する措置

施設、備品使用料の未徴収分の算定と、当該団体への返還請求(他 略)